

# 寄附金取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、「公益財団法人天神崎の自然を大切にする会」が受領する寄附金に関し、適正な管理をはかることを目的とする。

## (寄附金の種類)

第2条 寄附金は、寄附者の指定により、次の種類のいずれかの寄附金として受け入れるものとする。

- (1) 一般寄附金
- (2) 心の地主寄附金
- (3) 基本金拡大寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

## (一般寄附金)

第3条 一般寄附金とは、寄附者の指定がない場合一般寄附金として受け入れ、その50%以上を公益事業経費に充てる寄附金をいう。

## (心の地主寄附金)

第4条 心の地主寄附金は、寄附者の指定により土地買取引当資産として特定の専用口座に預け入れ、特定資産として積み立て、土地買取資金とする寄附金である。

## (基本金拡大寄附金)

第5条 基本金拡大寄附金は、寄附者の指定により、有価証券購入引当資産として特定の専用口座に預け入れ、特定資産として積み立て、有価証券購入資金とする寄附金である。

2 有価証券の運用により生み出される運用益は、公益事業並びに法人管理費に充てる。

## (受領書等の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、遅滞無く礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその寄附金の種類、受領年月日を記載するものとする。

## (情報公開)

第7条 この法人が受領する寄附金についての資料は、当会事務所に備置き、閲覧等の措置を講じるものとする。

## (個人情報保護)

第8条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

## (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会および理事会の決議を経て行う。

## 附則

この規程は、公益財団法人天神崎の自然を大切にする会の設立の登記の日から施行する。